

国民年金保険料の免除申請

国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、申請によって、保険料の納付が「全額免除」、「一部免除」または「猶予」される制度があります。

保険料の免除が承認された期間は、老後に年金を受け取るための資格期間に含まれるだけでなく、万一の時に、障がい年金や遺族年金を受け取る資格期間にも含まれます。

※ただし、免除の承認を受けた期間には、保険料を全額納付した時と比べ、将来受ける年金額が少なくなります。

【申請期間】

▽平成23年度（対象期間 平成23年7月～平成24年6月）の免除申請↓7月末で受付終了

※平成23年度の免除を希望される人はお急ぎください。

▽平成24年度（対象期間 平成24年7月～平成25年6月）の免除申請↓7月から受付開始（平成25年7月末で受付終了）

【申請に必要なもの】
年金手帳、認印

※申請される年度、または前年度に失業したことにより免除申請

をする場合は、雇用保険受給資格者証や離職票が必要となる場合があります。

【申請窓口・問い合わせ先】

市民課市民係

☎241710（直通）

長浜支所地域振興課

☎521113（直通）

旭川支所地域振興課

☎342331（直通）

河辺支所地域振興課

☎392113（直通）



住民基本台帳カードをご存じですか？

住民基本台帳カード（住基カード）は、安全性に優れたICカードです。顔写真付きと顔写真無しの二種類があり、有効期限は10年です。

顔写真付きの住基カードは、身分証明書として活用できます。（民間企業にあつては、相手方の判断によります。）

各種証明書の請求時にも役立ちますので、この機会に取得してみませんか。

【活用例】

▽戸籍・住民票などの請求時

▽銀行口座の新規開設

▽運転免許証返納後の公的な証明書

住基カード取得後、申請により「電子証明書」を取得すると、インターネットで、自宅から確定申告などを行うことができます。

（電子申告には、別にカードリーダーが必要が必要です。）

【申請場所・時間】

市民課または各支所地域振興課
月曜日～金曜日
（祝休日・年末年始を除く。）

午前8時30分～午後5時

【必要なもの】

本人確認できるもの

（運転免許証・パスポートなど）

※本人確認できるものがない場合、郵便で本人確認を行うので、

交付までに数日かかります。

【手数料】 500円

電子証明書を取得する場合は、別に500円

※詳細はお問い合わせください。

【問い合わせ先】

市民課市民係

☎241710（直通）

市民サービスセンター 臨時休業のお知らせ

市民サービスセンターは、電算システム改修のため、次の期間休業します。

【期 日】 7月7日（土）～8日（日）

【時 間】 終日

【問い合わせ先】

大洲市市民サービスセンター
☎257001

在宅福祉

【特別児童扶養手当】

▽受給資格者

一定以上の障がいのある児童（20歳未満）を扶養する父母、または父母に代わってその児童を養育している人

▽支給要件

①障がい児（20歳未満）が年金を受給していないこと

②障がい児（20歳未満）が施設入所していないこと

▽手当月額

（障がい程度により異なる。）

①1級 5万 400円

②2級 3万3570円

▽手当の支給

毎年4、8、11月の3期

【特別障害者手当】

▽受給資格者

重度障がい者（20歳以上）であつて、日常生活において常時特別な介護を必要とする人

▽支給要件

重度障がい者（20歳以上）が施設入所、または入院（3か月超）していないこと

▽手当月額 2万6260円

▽手当の支給

毎年2、5、8、11月の4期

【障害児福祉手当】

▽受給資格者

重度障がい児（20歳未満）であつて、日常生活において常時介護を必要とする人

▽支給要件

①重度障がい児（20歳未満）が年金を受給していないこと

②重度障がい児（20歳未満）が施設入所していないこと

▽手当月額 1万4280円

▽手当の支給

毎年2、5、8、11月の4期

【各種手当の共通事項】

▽支給制限

前年の所得が基準額を上回る場合は、8月から翌年7月までの支給が停止されます。

▽現況届の提出

受給者は、毎年定められた期限内に所得状況などの現況届を提出する必要があります。

【問い合わせ先】

社会福祉課障がい福祉係

☎242111（内線173）

長浜支所地域振興課

☎521114（直通）

肱川支所地域振興課

☎342347（直通）

河辺支所地域振興課

☎392113（直通）

児童扶養手当

【支給要件】

18歳未満（年度内有効）または特別児童扶養手当を受給している20歳未満の児童がいる父子家庭の父、母子家庭の母、または父母に代わって児童を養育している人（ただし、老齢福祉年金以外の国民年金、恩給、厚生年金などの公的年金受給者は対象になりません。）

【所得制限】

本人および扶養義務者などの前年所得が一定額以上の場合、支給が停止されます。

【手当の支給】

年3期（4月、8月、12月）

【現況届】

毎年8月に生活状況と前年所得などの届け出が必要です。

【手当月額】

▽児童1人の場合

4万1430円～9780円

▽児童2人目の場合

5000円加算

▽児童3人目からの場合

1人増すごとに

3000円ずつ加算

【支給額の改定】

▽物価変動に応じて毎年4月に改定されます。

▽受給開始から5年（または支給要件該当から7年）を経過した時は、手当の2分の1が支給停止となる場合があります。

【問い合わせ先】

社会福祉課子育て支援係

☎245718（直通）

長浜支所地域振興課

☎521113（直通）

肱川支所地域振興課

☎342347（直通）

河辺支所地域振興課

☎392113（直通）



後期高齢者医療制度について

「被保険者証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限

現在の被保険者証（オリーブ色）の有効期限は、7月31日（火）です。8月1日（水）からは、新しい被保険者証（薄桃色）に変わります。

【対象者】

▽75歳以上の人
▽65歳以上75歳未満で、一定の障がいがある人

（本人の申請に基づき、愛媛県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人）

【一部負担割合】

1割または3割

（平成23年中の所得により決定）

【交付の時期】

新しい被保険者証は、7月下旬に簡易書留郵便で送付します。なお、8月以降新たに75歳となる人の被保険者証は、誕生日の前月に郵送します。

新しい被保険者証が届いたら、住所・氏名や一部負担割合などを必ず確認してください。

※「限度額適用・標準負担額減額認定証」についても、7月31日（火）が有効期限です。

現在保有して次の要件に該当する人は、申請の必要はありません。被保険者証と一緒に送付します。

【要件】

- ① 保険料の滞納がない
- ② 平成24年度の住民税が非課税の世帯

※新規申請および長期入院については、お問い合わせください。

保険料の通知書について

平成24年度の保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。保険料は、「均等割額」と、所得に応じた「所得割額」の合計額です。
※10円未満切り捨てで限度額は55万円です。

保険料の軽減措置など詳しくは、被保険者証と一緒に送付する「後期高齢者医療制度のご案内」をご覧ください。

【問い合わせ先】

保険環境課高齢者医療係
☎241713（直通）

$$\text{一人あたりの保険料（年額）} = \frac{\text{（均等割額）}}{44,194\text{円}} + \frac{\text{（所得割額）}}{\text{前年の総所得金額}} \times 8.72\%$$

B型肝炎被害者救済説明会の開催について

全国B型肝炎訴訟については、平成23年6月28日に原告団弁護団と

国との間で、被害者救済の枠組みについて基本合意が成立しました。

これにより、集団予防接種の際の注射器の回し打ちによるB型肝炎ウイルス感染被害に対して、各病態に応じた和解金が支払われる救済手続きが開始されています。今回、その手続きについて説明会を開催します。

※無料で、予約は不要です。

【説明会】

宇和島会場

▽日時 7月14日（土）午後3時～

▽場所 宇和島商工会館

（宇和島市丸之内1-3-24）

八幡浜会場

▽日時 7月15日（日）

午前10時30分～

▽場所 八幡浜商工会館

（八幡浜市北浜1-3-25）

【問い合わせ先】

全国B型肝炎訴訟・

広島弁護士（担当・鈴木）

☎082（227）2200

八幡浜保健所「ひきこもり相談」のお知らせ

【対象者】

原則として18歳以上のひきこもり本人、またはその家族

【実施日時】

月曜日～金曜日（祝日は除く。）
午前9時～午後4時30分

【実施場所】

八幡浜保健所相談室
（南予地方局八幡浜支局1階）

【申込方法】

電話相談（随時）
来所相談（要電話予約）

【相談費用】 無料

【問い合わせ先】

八幡浜保健所精神保健係
☎0894（24）4111
（内線287・288）

平成24年度大洲地区広域消防事務組合消防職員を募集します

1 採用予定人員 4人

2 受験資格

- (1) 日本国籍を有する人
- (2) 地方公務員法第16条（成年被後見人など）に該当しない人
- (3) 昭和63年4月2日以降に生まれた人で、大学、短期大学または高等学校を卒業もしくは平成25年3月末までに卒業見込みの人
- (4) 採用後、大洲市、内子町のいずれかに居住可能な人

3 試験（第1次試験）

- (1) 期 日 9月16日(日)
- (2) 場 所 大洲消防本部

第2次試験の詳細は、第1次試験合格者に通知します。

4 受付期間

7月9日(月)～8月17日(金)

月曜日～金曜日の午前8時30分から午後5時まで（祝日を除く。）

詳しくは、地区回覧の「平成24年度大洲地区広域消防事務組合消防職員採用試験案内」をご覧ください。

【問い合わせ先】

大洲地区広域消防事務組合消防本部総務課

☎24-2666（直通）

<http://www4.ocn.ne.jp/~ozu119/>

「人と農地の問題」について考えてみませんか

大洲市では、「人・農地プラン」

の作成や就農者の増加、農地の集積を応援します。地域のみなさんで話し合っってプランを作り、実行することで高齢化や後継者不足、耕作放棄地などの問題を解決しませんか。

「プランの作成」

農業者の確保と農地の集積を進めるため、中心となる経営体・農地の集積方法などを決め、今後の地域農業のあり方を計画したプランを作成していただきます。

「支援内容」

「人・農地プラン」に位置づけられると、青年就農給付金・農地集積協力金・スーパーL資金の当初5年間無利子化（認定農業者）などの支援が受けられます。

詳細については、左記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

農林水産課営農水産係

☎24 2111（内線225）

中国四国農政局松山地域センター

☎089（932）1189

景観形成推進事業費補助金について

景観計画区域の「昔懐かしい伝統的景観保全・形成区域」で建築物などを新・増・改築、修理する場合には補助が受けられます。

大洲市では、外観に自然素材の利用などが義務付けられている

「昔懐かしい伝統的景観保全・形成区域」における建築物などの新・増・改築、修理に対し「基準を守ることによって建築費が高価になつてしまふ」という問題を解消するため、自然素材を使用する範囲について補助制度を創設しています。

大洲の大洲らしい良好な景観を形成していくために、この制度を有効にご活用いただくとともに、景観計画の趣旨をご理解いただき、その適正な運用にご協力ください。

※補助制度の詳細については、くらしのガイド大洲や、大洲市のホームページをご覧ください。左記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

都市整備課管理係

☎24 2111（内線244）

消防署からのお知らせ

花火による火災の防止

夏の風物詩「花火」。花火をする時は、次の点に注意しましょう。

【注意点】

▽風の強い時は花火をしない。
▽燃えやすいものがなく、広くて安全な場所を選ぶ。

▽子どもだけで花火をさせない。
▽花火に書いてある説明書をよく読み、注意事項を必ず守る。

▽花火をする前には、水の入ったバケツなどを用意し、遊び終わった花火は必ず水につける。

▽途中で花火が消えた時は、すぐに近寄ったり、のぞき込んだりしない。

火遊びによる火災の防止

子どもの火遊びによる火災を防ぐため、次の点に注意しましょう。

【注意点】

▽ライターやマッチを子どもの手の届くところに置かない。

▽子どもだけで火を扱わせない。
▽火災の恐ろしさについて、きちんと説明する。

▽火遊びをしているのを見かけたら注意する。
▽子どもだけを残して外出しない。

市・県民税納期前納付（前納）報奨金制度廃止のお知らせ

市・県民税の前納報奨金制度を廃止しました

市・県民税の前納報奨金制度は、税制の普及と納税意識の高揚を目的に、昭和25年に地方税法に盛り込まれ、大洲市でも市税条例に規定し運用してきました。しかし、制度の適用対象外とされている特別徴収（天引き）者の範囲に、従来の給与所得者に加え、年金所得者も含める地方税法の改正が平成21年に行われ、制度上、公平性を欠く要因が広がっていることから、平成24年度より市・県民税の前納報奨金制度を廃止しました。

※前納報奨金制度の廃止により、市・県民税の本来の税額に影響はありません。

廃止となる時期

平成24年度より廃止

【問い合わせ先】

税務課市民税係・収納係

☎241111

（内線129～132）

（内線124・125）

長浜公民館移転のお知らせ

7月2日(月)から、長浜公民館が長浜体育館から長浜ふれあい会館に移転します。

移転に伴い、各施設の利用申請手続きの取り扱いを次の場所で行います。

【利用申請手続き取扱場所】

利用施設	利用申請取扱場所
長浜体育館 (従来どおり利用可能)	長浜ふれあい会館
長浜ふれあい会館 (月曜日も開館します。)	
長浜スポーツセンター	・平日…長浜ふれあい会館
晴海ふれあいパーク	・土日と祝日…長浜支所

【移転後の長浜公民館の連絡先】

〒799-3401 大洲市長浜甲727番地の2
(長浜ふれあい会館1階)
☎52-1138 FAX52-1207

放送大学10月生募集のお知らせ

放送大学では、平成24年度第2学期（10月入学）の学生を募集しています。

放送大学は、テレビやインターネットを通して授業を行う通信制の大学です。

働きながら学んで大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、さまざまな目的で幅広い世代、職種の人が学んでいます。

心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学など、幅広い分野を学べます。

【出願期間】

6月15日(金)～8月31日(金)

※インターネット出願は、6月1日より受付開始

【資料請求】

無料で送付します。

【問い合わせ先】

放送大学愛媛学習センター

〒790-0826 松山市文京町3 (愛媛大学内)

☎089-923-8544

<http://www.ouj.ac.jp>